

# 史料を“読む”ということ-宋元交替期のある官僚の事績を手がかりに-

別府大学文学部史学・文化財学科 准教授 宮崎聖明

## はじめに

### 講演のねらい

南宋末のある官僚に関する諸史料を手がかりに、史料に介在する「意図」を読み取ることの重要性を論じる

陳著（1214-1297）：南宋末～元初の人

- ・慶元府（現在の寧波）・鄞県の人
- ・宝祐四年（1256）の科挙に合格し、官僚に
- ・南宋末に地方官を歴任→元朝には仕えず、慶元府・奉化県に隠遁
- ・『本堂集』：陳著の文集／『四庫全書』に収録

咸淳四年～同七年（1268-71）：陳著、紹興府・嵊県の知県（長官）を務める

→嵊県の「有力者」の不法行為を取り締まる

「有力者」＝宗室（皇帝一族）・外戚

陳著：当時の宰相・賈似道に助力を求める

→賈似道 vs 宗室・外戚の対抗関係／陳著：賈似道に「取り入る」ことで昇進[宮崎 2015]

陳著に関する他の史料：「陳著は賈似道に対して事あるごとに反発した」という記事

→知嵊県時代の行動との整合性は？

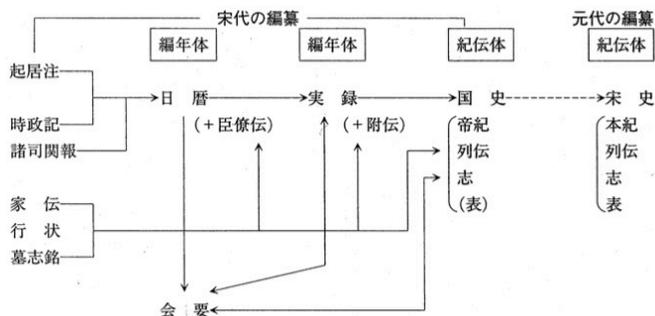
### 講演の内容

- ・宋代における官撰史料編纂過程
- ・陳著に関する諸史料の紹介
- ・陳著関連史料の検討と、そこに介在する「意図」

## 1. 宋代における官撰史料編纂過程

(1) 実録・国史から正史『宋史』へ

『宋史』：宋代の「正史」（二十四史）／元朝が編纂



【図】宋代の官撰史料編纂過程  
(平田茂樹『宋代政治構造研究』  
汲古書院、2012)

『宋史』の材料：宋朝が作成・保存した記録

- ①A起居注(皇帝の言動の記録)・時政記(宰相による記録)・諸司関報(諸官庁の業務記録)  
B家伝(父祖の伝記)・行状・墓誌銘(故人の事績を記した文章)など
- ②日曆(←①A)／③実録(←②+①B)……編年体(時系列に沿って記事を配置)
- ④国史(←③)……紀伝体(帝紀・列伝・志・表)

元朝：南宋を滅ぼし、上記全てを継承→整理・編纂＝『宋史』

※前王朝の正史の編纂＝王朝交替の正統性の象徴

「材料の収集」「編纂」という作業＝何者かによる「取捨選択」や「価値観の反映」

## (2)宋元交替と史書編纂

陳著：『宋史』に列伝なし

理由①ただの地方官 ②王朝交替→宋朝の史書編纂作業、進まず／行われず

陳著に関する情報

- ①『本堂集』：彼自身による文章
- ②地方志・野史(私撰の歴史書)などの断片的な情報

## 2.陳著に関する諸史料

### (1)『本堂集』

『本堂集』：陳著の文集／96巻(一部欠く)

多くが書簡(手紙)、地方官時代の公文書が若干→陳著の官歴・事績を知ることが可能

- ・巻71「上京尹戸侍潜説友箴子」【史料1】(箴子＝書簡)

当時の知臨安府(首都の長官)潜説友に助力を依頼した箴子

宗室・外戚関係者の不法行為を詳述／彼らに対する取り締まりに苦勞→助力を依頼

※潜説友：宰相賈似道の人脈に連なる人物→陳著：「賈似道に伝えて欲しい」

- ・巻62「岷満謝賈太傅(似道)啓」(啓＝書簡)

知岷県離任に際して賈似道に送った感謝の書簡

※上記箴子による賈似道への要請→効果あり

- ・巻63「特除京簽謝賈太傅啓」

題目に「咸淳七年辛未十一月二十六日差通判揚州、次年正月五日繳進、特改除」と但し書き

※いったん揚州通判→特別に首都臨安府の属官(＝京簽)に(∵賈似道の「繳進」(進呈))

陳著：知岷県時代に賈似道への接近を図る→賈似道の目にとまり、首都臨安の属官に昇進

### (2)地方志・野史

①清・陸心源『宋史翼』：『宋史』の闕を補うことを目的として編纂された書

陸心源(1838-1894)：清代の蔵書家・金石学者

文集・地方志・野史・石刻から宋人に関する記事を収集

→781人の列伝、64人の附伝を作成

## 史料を“読む”ということ-宋元交替期のある官僚の事蹟を手がかりに- (宮崎)

巻 25 に「陳著伝」【史料 2】(←地方志・『本堂集』などの記事)

- ・宝祐四年(1256)の進士(科挙合格者)
  - ・景定元年(1260):宰相吳潜、陳著の拔擢を図る→賈似道:吳潜に取り入ることを批判  
→陳著:地方官になることを自ら求める
  - ・景定四年(1263):賈似道、公田法を施行  
→陳著:反対意見を述べ、左遷される
  - ・咸淳十年(1274):賈似道の母が死去→陳著:葬礼の格式が規則に反するとして批判
- ※『宋史翼』の「陳著伝」:賈似道に批判的な人物であるという記事を採用

②明・陳桎『通鑑統編』:司馬光『資治通鑑』(五代まで)のあとを受けることを標榜する野史

陳桎<sup>けい</sup>:元末明初の人/明初・洪武期に翰林編修

『宋史』などの史書から記事を抜粋→編年体にまとめる

- ・陳著が賈似道を批判したという記事(→地方志などに採用→『宋史翼』)
- ・陳著の祖父・陳伸(工部尚書)/父・陳徳剛(吏部尚書)

※『通鑑統編』:「陳著=反賈似道」という記事の源流/陳著の父祖=高官

課題:上記二書の(1)父祖に関する記事/(2)「反賈似道の人物」という記事の妥当性の検討

### 3.陳著関連史料に介在する「意図」

#### (1)陳著の父祖に関する記事

『宋宝祐四年登科録』:宝祐四年(1256)科挙合格者の名簿【史料 3】

年齢・父祖兄弟・本籍地などの情報

陳著:第五甲第十七人

- ①祖父陳伸・父陳徳剛の名前あり/官名(工部尚書・吏部尚書)なし
- ②「自為戸」:陳著自身が筆頭となり戸籍を作成

- ・登科録:父祖に官位あり→肩書きを明記
- ・父祖に有官者→有官者の名前で戸籍を立てるのが普通  
∴官戸(官僚を出した戸):徭役(労働)免除などの特権
- ・両名の名前や尚書であるという事実:『宋史』など他の史料に見えず

※陳著の父祖に高官がいたことは疑わしい

#### (2)「陳著=反賈似道の人物」という記事

『通鑑統編』の記事

①巻 23・景定四年二月【史料 4】

公田法を浙西に施行/翰林学士徐経孫・著作郎陳著を罷免(∴公田法に反対)

陳茂濂とともに「三傑」と称される

『宋史』巻 410「徐経孫伝」【史料 5】:徐経孫が反対し、陳茂濂が同調したという記事のみ  
→『通鑑統編』で陳著が間に挟まっているのは不自然

②巻24・咸淳十年正月

賈似道の母が死去→賈似道：紹興に戻り、葬儀(過度な礼遇)

太学博士陳著、太学生を率いて抗議→賈似道の怒りを買ひ、皇帝度宗の取りなしで臨安府通判

『本堂集』：知嵯県離任以降、新たな辞令のたびに賈似道に対して感謝の書簡

→太学博士就任の礼状なし

※『通鑑統編』：『本堂集』と食い違う／他の史書にない記事が存在

(3)『通鑑統編』の著者陳桎とその「意図」

陳桎：父・陳泌<sup>ひつ</sup>／祖父・陳著

『四庫全書』所収『通鑑統編』の「提要」【史料6】

陳氏の父祖の官名に対する疑義／「私情をはさみ勝手に載せた。公平とは言えない」

※陳著の父祖に関する記事：子孫の陳桎による「捏造」

陳著の反賈似道的言動：『通鑑統編』が情報ソース

陳著が現役であった当時の南宋：モンゴルの攻勢にさらされる

1273：襄陽陥落→モンゴル軍、長江沿いに東進

1275：丁家洲の戦い→賈似道自ら出陣するも、南宋軍大敗

賈似道：宰相を罷免され、福建・漳州に流される→絞殺

1276：南宋の首都・臨安、無血開城

中国の伝統的な歴史観：王朝の衰退や滅亡の責任を個人に帰す

(例) 始皇帝・煬帝の「暴政」／妲己・褒姒・楊貴妃＝「悪女」というイメージ付け

→「南宋滅亡は賈似道のせい」(cf. 『宋史』：賈似道を「姦臣伝」に列す)

後世の野史・随筆・伝記史料：賈似道に対する批判的見地／賈似道との関係を糊塗

※陳著の反賈似道的言動に関する記事：「亡国の宰相」との対立を創作→先祖の名誉を宣伝

おわりに

宋代の正史『宋史』：官撰の史書→編纂過程における取捨選択／王朝交替などの混乱の影響

野史・地方志・文集・石刻など：官撰史料の記載を補足・修正する材料／誤りや何らかの「意図」

→相互に参照し、誤り・捏造などを洗い出す作業が必要(＝史料批判)

[宮崎 2015]

宮崎聖明「南宋末期における賈似道と宗室・外戚の対抗関係-陳著『本堂集』を手がかりに-

(『歴史学研究』935、2015)

【史料1】『本堂集』巻71「上京尹戸侍潜説友筍子」

此事若得元老有聞、則百怪自定。某欲冒昧申聞、又無從可達。或蒙九鼎之重、屑一<sup>(以)</sup> 転語、非惟為某一身、為一県為天下立紀綱也。県事雖微、關係実大。惟公造是依。

(これらの案件をもし元老(=賈似道)のお耳に入れることができれば、多くの怪しげなものも自ずと定まるでしょう。私は無礼を顧みず申し上げたくてもその方法がありません。あるいは九鼎の重きを蒙り、顧みて私の言葉を伝えてくだされば、私のためであるのみならず、県のため、天下のために紀綱を立てることになるのです。県の事は瑣末であるとはいっても、関係するところは実に大です。ただ公(=潜説友)のおとりはからいに依拠するしかありません。)

【史料2】『宋史翼』巻25「陳著伝」

陳著、字子微、鄞県人。……宝祐四年進士(宝慶志)。……相国呉潜以著才可大用、薦於朝。時賈似道当国、諷其及門、著曰、「寧不登朝、不為此態」。遂出為安福令(嵎県志。案、紹興府志作福安、宋無此県名。従宋元学案乙之。蔣伝作福寧、亦誤)。……四年、賈似道買公田于浙西。著時為著作郎、上疏曰、「似道居外闈則志在欺君、処端揆則務於瘠民。未有将相如此而能致隆平者。乞罷買公田、斥逐似道、庶可以救国安民」。似道怒、出知嘉興(成化志。案浙江通志作斥知嘉興。又案宝陵陳氏譜作出知南昌県)。咸淳四年、改知嵎県。……擢太学博士。……十年、賈似道帰越治母喪。……詔以天子鹵簿葬之、起墳擬山陵。著率諸生上疏切諫、以為自古未聞有如此者。不聽、似道銜之、比還朝、欲遠竄著、上不可。……

(……宰相の呉潜が陳著の才能を高く評価し、朝廷に推薦した。当時、賈似道も宰相を務めていたが、陳著が呉潜に取り入るのを風刺したので、陳著は言った、「そのように言われるくらいなら、朝廷で榮達しない方がましだ」と。こうして安福県の知県として地方に出た。……[景定]四年、賈似道が浙西で公田を買い上げようとした。陳著は当時著作郎であったが、上疏して言った、「賈似道は地方において軍権を握っていた際には陛下をだまそうとし、朝廷で宰相を務めている今は庶民から搾取しようとしています。こんな宰相がいて国家が榮えた試しはありません。公田の買い上げをやめ、賈似道を罷免すれば、国家・庶民は救われましょう」と。賈似道は怒って、陳著を嘉興府の知府に左遷した。……[咸淳]十年、賈似道は紹興府に母の葬儀を行った。……詔が下り、皇帝の格式で葬儀と陵墓の建設を行うこととなった。陳著は大学生を率いて上疏して諫め、古よりこんなことは聞いたことがないと主張した。しかし聞き入れられず、賈似道はこのことを怨み、みやこに帰つてくると、陳著を遠方に左遷しようとしたが、皇帝はそれを認めなかった。……)

【史料4】『通鑑統編』巻23

春二月、買公田于浙西。罷翰林学士徐経孫・著作郎陳著。

(賈似道以国計困於造楮、富民困於和糴、思有以変法而未得其説。知臨安府劉良貴・浙西転運使呉勢献買公田之策。……似道乃上疏条陳其制、帝悉従之、三省奉行惟謹。似道首以己田在浙西者万畝為公田、倡榮王與芮繼之、趙立奎自陳投売、由是朝野無敢言者。独徐経孫条具其害、似道諷御史舒有開劾之、経孫遂致仕去。著作郎陳著復上疏曰、「似道居外闈而志在欺君、処端揆則務於瘠民。欺君則将来敵兵、以危宗社、瘠民則必施重斂、以病国本。自古以来未有将相如此而能致隆平者。臣見民不堪命、禍未可測。乞罷買公田、斥逐似道。庶可以救国而安民」。似道大怒、出知嘉興府。著、徳剛子也。経孫所举陳茂濂為公田官、分司嘉興、聞経孫去国、曰、「我不可以負徐公」。亦謝事帰家不起。時人稱為三烈。)

(……ただひとり、徐経孫だけが公田法の害を述べたので、賈似道は御史の舒有開にほめかして弾劾させ、徐経孫は官僚を引退して去った。著作郎の陳著も上疏して言った、「賈似道は地方において軍権を握っていた際には陛下をだまそうとし、朝

廷で宰相を務めている今は庶民から推挙しようとしています。陛下をだませば敵軍を招き国家を危機に陥れることとなり、庶民から推挙すれば重税によって国の根本を疲弊させることとなります。私が見ますに、民は苛酷な運命に耐えられず、禍は計り知れません。こんな宰相がいて国家が栄えた試しはありません。公田の買い上げをやめ、買似道を罷免すれば、国家・庶民は救われましょう」と。買似道は怒って、陳著を嘉興府の知府に左遷した。……徐経孫が朝廷に推薦した陳茂濂という人物は公田法実施担当者として嘉興府にいたが、徐経孫が辞任したことを聞いて、言った、「私は徐経孫どのに背くことはできない」と。同様に故郷に帰り出仕しなかった。当時の人々は彼らを「三烈」とほめたたえた。）

【史料5】『宋史』卷410「徐経孫伝」

公田法行、経孫条其利害、忤丞相賈似道、拜翰林学士・知制誥、未踰月、諷御史舒有開奏免、罷。授湖南安撫使・知潭州、不拜。授端明殿大学士、間居十年、卒、贈金紫光禄大夫。経孫所薦陳茂濂為公田官、分司嘉興、聞経孫去国、曰、「我不可以負徐公」。遂以親老謝帰、終身不起。

【史料6】『四庫全書』所収『通鑑統編』の「提要」

經紀其先戸部尚書頤・吏部尚書伸・工部尚書德剛、諸事為宋史所不載、成化間『統綱目』者亦皆削去。疑其或出于妄托則挾私濫載、尤不協至公。

【史料3】『宋宝祐四年登科録』卷3

<p>許孔明 字小名祥孫 治賦監舉 曾祖思忠 本貫麻州初門縣</p> <p>第二十二人 年四月十五日亥時生 小字元熙 第六 外氏胡 娶李氏 父仲甫</p>	<p>向洪舉 字德秀 治賦五舉 曾祖達 本貫峽州長陽縣</p> <p>第二十一人 年四月十九日午時生 兄弟三人 祖康榮 父士龍 父迪功 永感下</p>	<p>劉岳 字李儀 治詩三舉 曾祖中行 本貫重慶府巴縣</p> <p>第二十人 年三月三十日申時生 兄弟三人 祖庚 父正元 父迪功 第一 雙慶下</p>	<p>袁森 字仁叔 治賦一舉 曾祖坤 本貫資州鹽石縣</p> <p>第十九人 年二月八日午時生 兄弟三人 祖震 父萬全 父迪功 第三 具慶下</p>	<p>黄宏子 字碩甫 治春秋三舉 曾祖邦直 本貫隆興府豐城縣</p> <p>第十八人 年十一月二十一日戌時生 兄弟三人 祖世隆 父徐氏 父 第六 偏侍下</p>	<p>陳著 字子微 治賦二舉 曾祖宏 本貫慶元府鄞縣</p> <p>第十七人 年三月十三日戌時生 兄弟二人 祖仲 父德剛 第四 永感下</p>
---	---	--	--	--	---